

## 滋賀県立高等学校における授業料の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年条例第18号。以下「条例」という。）  
第8条の規定による授業料の減免の基準および手続は、この要綱の定めるところによる。

(減免の対象者)

第2条 条例第8条に規定する「特別の事情があると認めるもの」とは、生徒または当該生徒の学資を主として負担している者で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）であって、生活保護法における高等学校等就学費のうち授業料について支給要件に該当しないもの

(2) 被保護者以外の者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者

イ 傷病、生業不審、失業その他の理由によりその生計が著しく困難となり学資の負担に耐えられない者

ウ 交通遺児、母子家庭、交通事故後遺症その他の事情により、生計が著しく困難であり学資の負担に耐えられない者

(3)

ア 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下「支援金法」という。）第2条に規定する高等学校等を卒業もしくは修了し、もしくは通算して36月（定時制または通信制の課程にあつては48月）を超える期間を在学した者、または高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第7条第4項の規定により通算して74単位を超えるため、現に高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）を受けていない者であって、かつ、保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額の合計が85,500円未満のもの

イ 保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額の合計が85,500円を超えるためにアに該当しない者で、保護者等の失職、倒産などの家計急変により保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額（見込額）の合計が85,500円未満に減少したもの

(4) 支援金法第3条第2項第3号の規定により、現に就学支援金を受けていない者、または保護者等が滋賀県立高等学校学び直し支援金交付要綱第2条第1項第8号のみ該当しないため滋賀県立高等学校学び直し支援金を受けていない者で、保護者等の失職、倒産などの家計急変により保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額（見込額）の合計が85,500円未満に減少したもの

(5) 現に支援金法第4条に基づき就学支援金を受けている者で、条例で定める授業料の額と支給される就学支援金の額に差が生じているもの

(6) 天災その他不慮の災害により、学資の負担に耐えられなくなった者。

(7) 休学によらない海外留学生。

(8) 前各号に掲げる者のほか、経済的理由その他特別の理由により、教育上特に減免の必要があると認められる者。

(減免の額)

第3条 前条各号に該当する者について授業料を減免する額は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号に該当する者にあつては、授業料の全額を免除する。

(2) 前条第2号のア、イ、ウのいずれかに該当する者にあつては、世帯収入が生活保護基準を参考にした最低生活費の認定額の1.1未満の世帯の生徒について授業料の全額を免除し、1.2未満の世帯の生徒について授業料の半額を免除する。

(3) 前条第3号アもしくはイまたは第4号に該当する者にあつては、授業料の全額(「滋賀県立高等学校学び直し支援金」を受けている者にあつては、その額を差し引いた額)を免除する。

(4) 前条第5号に該当する者にあつては、授業料の額と支給される就学支援金の額との差額の全額(「滋賀県立高等学校学び直し支援金」を受けている者にあつては、その額を差し引いた額)を免除する。

(5) 前条第6号に該当する者にあつては、主たる財産の大部分を喪失した場合について授業料の全額を免除し、被害が過半の場合について授業料の半額を免除する。

(6) 前条第7号に該当する者にあつては、留学期間の授業料の全額を免除する。

(7) 前条第8号に該当する者にあつては、収入額の程度により授業料の全額または半額を免除する。ただし、児童福祉施設入所生徒について授業料の半額を免除する。

(減免の手続き)

第4条 授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免申請書(様式2。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添え、当該高等学校長(以下「校長」という。)に提出しなければならない。ただし、保護者等は、第3号に規定する個人番号カードの写し等(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。)については、教育委員会(以下、「委員会」という。)に提出しなければならない。

(1) 第2条第1号に該当する者にあつては、法による適用を受けるについての市町長または県もしくは市の福祉事務所長の証明書

(2) 第2条第2号のア、イ、ウのいずれかに該当する者にあつては、給与支払者の発行する源泉徴収票、給与所得者以外の場合は、市町の発行する市町県民税(所得)証明書

(3) 第2条第3号アに該当する者にあつては保護者等の個人番号カードの写し等または道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額を確認できる書類(ただし、この要綱の規定により既に個人番号カードの写し等を提出している者は、この限りでない。)

(4) 第2条第3号イおよび同条第4号に該当する者にあつては、離職票、雇用保険受給

資格者証、複数月の給与明細書、勤務会社作成の給与見込等、家計急変により収入が減少したことを確認できる書類

(5) 第2条第5号に該当する者にあつては、申請書のみ

(6) 第2条第6号に該当する者にあつては、被災年月日および被災程度についての市町長の証明書

(7) 第2条第7号に該当する者にあつては、学校長の証明書

(8) その他委員会が必要とする書類

2 校長は、前項の規定により申請書を受理したときは、速やかに書類の審査および必要に応じて実地調査を行い、審査結果一覧表を作成し、様式1により委員会に副申しなければならない。(ただし、前項第3号において個人番号利用による申請を受理した場合は、委員会に保護者等の最新の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額を照会したのち、審査を行うこと。)

3 委員会は、審査結果一覧表を受理したときは、授業料の減免の可否を決定し、速やかに減免の額およびその期間を様式3により校長に通知し、校長は、様式4により当該生徒の保護者に通知する。

(減免の限度)

第5条 授業料の減免をすることができる額は、委員会が知事と協議して各年度ごとに定める。

ただし、災害のため多数の生徒について授業料を減免する必要があるときは、その都度知事と協議して別に減免の額を定めるものとする。

(減免の期間)

第6条 授業料の減免の期間は、当該学年の最終月までの間とする。

(減免の取消等)

第7条 授業料を減免された者が、減免の事情がなくなったときは、速やかにその旨を校長に届け出なければならない。

2 校長は、前項の規定による届け出があつたとき、または減免の事情が消滅したときは、書類の審査および必要に応じて実地調査を行い、意見を付し委員会に様式5により副申しなければならない。

3 校長は、授業料の減免の申請について、虚偽の事実が判明したときは、必要に応じて実地調査を行い、意見を付して委員会に様式6により副申しなければならない。

4 委員会は、前2項の副申を受理したときは、授業料の減免を取り消し、様式7により校長に通知する。

5 校長は、前項の通知を受けたときは、様式8により当該生徒の保護者に通知する。

## 付則

- 1 この要綱は、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、当分の間、通信教育受講料についても適用する。この場合において、第 1 条中「授業料」とあるのは「授業料および通信教育受講料（以下「授業料等」という。）」と、第 3 条各号別記以外の部分、第 3 条第 3 号、第 5 号、第 6 号および第 7 号、第 4 条第 1 項、第 3 項、第 5 条、第 6 条ならびに第 7 条第 1 項、第 3 項および第 4 項中「授業料」とあるのは「授業料等」とする。
- 3 改正後の第 2 条第 1 号および第 2 号、第 3 条第 1 号および第 2 号ならびに第 4 条第 1 項第 1 号および第 2 号の規定は、当分の間、適用しない。

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。